

## 宮城大学学部教授会運営規程

平成 28 年 3 月 23 日

規程第 147 号

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、宮城大学の学部における教授会（以下「教授会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (構成員)

第 2 条 教授会は、本学学部の主たる教育を担当する教授、准教授、講師及び助教並びに当該教授会が必要と認め理事会が承認する本学の教員をもって構成する。

### (招集及び議長)

第 3 条 教授会は、当該学部の学部長（以下、「学部長」という。）が招集する。

- 2 学部長は、教授会の構成員の 4 分の 1 以上の者から審議事項を示して開催の請求があったときは、教授会を招集しなければならない。
- 3 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。
- 4 議長は、教授会を主宰する。
- 5 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、副学部長がその職務を代理する。

### (定足数及び表決)

第 4 条 教授会は、構成員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 教授会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (構成員以外の出席)

第 5 条 学部長が必要と認めるときは、教授会に構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

- 2 学長は、特に必要がある場合には、教授会に出席することができる。

### (議事録の作成等)

第 6 条 議長は、議事録を作成し、これを公表するものとする。

- 2 学部長は、教授会の議事について学長に報告するものとする。

### (規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て行うものとする。

### (委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営等に関し必要な事項は、教授会の議を経て学部長が定める。

### 附 則 (H28.3.23 第 107 回理事会)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (H30.8.29 第 139 回理事会)  
この規程は、平成 30 年 8 月 29 日から施行する。